

お客さま 各位

青い森信用金庫

「未利用口座管理手数料」の対象口座変更のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、口座を悪用したマネー・ローンダリングや、口座売買等による金融犯罪未然防止のため、2021年1月4日以降に新規開設された普通預金口座を対象とし「未利用口座管理手数料」を導入しております。

2022年10月1日より、「未利用口座管理手数料」の対象口座を、「2021年1月3日以前に開設された口座を含むすべての普通預金口座」に変更させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、普通預金口座には貯蓄預金および無利息型普通預金も含まれます。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下①～④のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。

①	最後のお預入れまたは払戻し(普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座であること。
②	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
③	同一支店で、定期性預金・投資信託・国債等の預かり金融資産のお取引が無いこと。
④	同一支店でお借入れが無いこと。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

○お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」をさせていただきます。※「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

○「ご案内」をさせていただいてから、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引が無い場合に、年間1,320円(消費税込)の手数料を対象口座から引き落しいたします。

○なお、手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

【口座の自動解約について】

○対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、同口座を自動的に解約させていただきます。

【その他】

○2021年1月3日以前に開設された口座の未利用口座管理手数料の引落しは、2025年2月以降の予定です。

○2021年1月4日以降に開設された口座の未利用口座管理手数料の引落しは、2023年5月以降となります。

○ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お近くのお取引店までお問い合わせください。

以上

R2022-34

有効期限 次回変更時まで